

(別紙様式1)

## 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名：秋田県  
農業委員会名：井川町農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している       イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町の広報
改善措置	-
周知していない場合、その理由	-

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している       イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	1カ月
改善措置	-

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している       イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	-
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している       イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局に備え付けで要望があれば縦覧させる。
改善措置	-

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 11件、うち許可 11件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局では当事者からの事情聴取による把握を詳細に聴くように努めている。農地部会委員と事務局で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準等に基づき確認を行い、審査を実施している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	11件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	委員会事務局に議案書、議事録綴りを保管のうえ縦覧できるようにしている。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 2件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局では当事者からの事情聴取による把握を詳細に聴くように努めている。農地部会委員と事務局で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準等に基づき確認を行い、審査を実施している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	委員会事務局に議案書、議事録綴りを保管のうえ縦覧できるようにしている。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	2 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	2 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借 データ筆数1,033件 公表時期 平成26年3月 情報の提供方法:周知用チラシの作成
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 63件(425筆) 1. 基盤強化法所有権移転 9件 25筆、 2. 相続登記(税務) 38件 377筆、 3. 時効取得 2件 6筆、 4. 分筆・合筆 14件 17筆。 取りまとめ時期 平成25年1月～25年12月末 情報の提供方法:個人情報なので照会があれば窓口で個別に対応
	是正措置	-
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,307ha(全データ) 整備方法:電子台帳への加除手入力による管理 データ更新:住民異動、農地法の許可、基盤強化法の利用権設定等、時効取得、相続登記・合筆・分筆の調査(税務)、等の補則により毎月更新
	是正措置	-

(5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務

(1年間の処理件数: 10件、うち決定 10件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局では当事者からの事情聴取による経緯の把握に努め詳細に聴くように努めている。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	項目ごとに関係法令に適合しているか審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	委員会事務局に議案書、議事録綴りを保管のうえ縦覧できるようにしている。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 307ha	0ha	%
課 題	畑は山間地に多く、農地と山林の境界把握が困難である。		

### 2 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
ha	0ha	0%

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		6月～9月	12人	10月～11月			
	調査方法	当面は各委員が担当地区を分担し、生産組合長と現地確認をすることとしたい。					
遊休農地への指導	実施時期:						
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		6月～10月	12人	10月～12月			
	調査方法	農地部会を開催した場合は、案件の現地調査と周辺地区の農地利用状況を調査した。また農業委員全員で農地ハトロールを実施した。					
	遊休農地への指導	実施時期:					
	指導件数:	0件	指導面積:	0ha	指導対象者:	0人	
	遊休農地である旨の通知	件数:	0件	面積:	0ha	対象者:	0人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	0件	面積:	0ha	対象者:	0人
その他の取組状況	地区農業委員が遊休農地にならないよう利用権設定を推進している。						

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	引き続き、利用権設定を推進していく。
活動に対する評価の案	農業委員が地区委員として、よく活動している。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	農家数	589戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	83戸	84経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	2法人			
課 題	<p>当町においても他所同様農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う若者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。</p> <p>平地の西部地区においては、耕作条件は良いものの、大規模経営農家は少なく零細農家が多く農業従事者の高齢化も進んでおり、早急に認定農業者を主とした担い手の育成・確保を図る必要がある。認定農業者の経営計画についても実績の伴う計画とする事が求められている。</p> <p>中山間地の東部地区は、ほ場一筆の面積も小さく、若く意欲のある担い手がないことから、集落全体で農地を守る必要がある。</p>				

##### (2) 平成25年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	88経営	1法人	1団体
実 績 ②	84経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	95%	0%	0%

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口での担い手への経営計画への適切な対応と指導を行い認定農業者制度の周知や普及を図る。</li> <li>●農業委員自らが意欲のある農業者の情報収集を行い、町産業課と連携し認定の支援活動を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担い手担当と連携し農業法人への制度の周知を働きかけ、可能性を探る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担い手担当と連携し集落の集団組織への制度の周知を働きかけ、可能性を探る。</li> </ul>
活動実績	新規認定者が一人増えた。しかし、死亡により1人減となり 1増1減で増減なしとなった。	なし	なし

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口対応時に担い手への認定農業者制度の周知や普及を図った。</li> <li>●個々の農業委員が相談活動を通じ、意欲のある農業者の情報収集を行った。</li> </ul>		
活動に対する評価の案	認定農業者、担い手の農業経営の個々の実態の把握と情報を分析したうえで情報提供等をする必要がある。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価			
活動に対する評価			

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積 1307ha	これまでの集積面積 827ha	集積率 63%
課 題	<p>農業従事者の減少・高齢化等とともに長年の減反政策による遊休農地等の増加、農地の分散錯圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。</p> <p>当町においては、農業従事者は大規模経営農家が少なく認定農業者の多くが兼業農家であること、農地についてはそれぞれの耕作する農地が分散し、作業効率が悪く、効率的運用対策を講じるためには、利用集積の徹底を図る必要がある。しかし、実行するには地域の農地所有者などの理解と地域ぐるみの協力が必要であり、実行には困難を伴う。</p>		

### (2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
850ha	839ha	99%

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金制度の活用を促すため町産業課と連携して、新制度の普及に努める。</li> <li>●通年、農業委員が相談活動等を通じて農家へ利用権設定の制度や中間管理機構の周知に努める。</li> <li>●担い手名簿に登録されている担い手を認定農業者へ誘導するとともに、農地の利用集積を図る。また認定農業者については、法人、集落営農組織化への誘導を図る。今年度は経営状況の分析と合わせて経営目標の具体化にむけた見直しを検討するよう働きかけをする。</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通年、農業委員が相談活動等を通じて農家へ利用権設定の制度等の周知を図った。</li> <li>●産業課と連携し担い手名簿に登録されている担い手を認定農業者へ誘導するとともに、農地の利用集積を図るため相談があった場合は勸奨を実施した。また、認定農業者については、法人・集落営農組織化への誘導を図るため勸奨を実施した。また、事務局では利用権の設定する場合は白紙委任への移行を進めた。</li> </ul>

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	妥当である。
活動に対する評価の案	妥当である。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成25年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 307ha	0ha	%
課 題	山間地は、目が行き届かないので違反転用の発見が遅れる可能性があるため、特に監視活動が必要である。		

#### (2) 平成25年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0a	3. 5a	0%

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反転用箇所があった場合の取り組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査、当事者への事情聴取を即座に実施し、違反の是正指導を実施する。</li> </ul> </li> <li>●違反転用の発生防止に向けた取り組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地改良届けの周知と徹底を図り、違反転用の未然防止に努める。</li> <li>・4月～11月 農業委員、事務局職員により常時監視活動を実施する。</li> <li>・9月 全町を対象に農地パトロールを実施する。(※同時に転用許可後1年経過した農地の現地確認を実施する)</li> </ul> </li> </ul>
活動実績	一時転用違反が1件(350㎡)発生したが、指導により復元できた。

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	妥当である。
活動に対する評価の案	妥当である。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	